

知的障害者グループホームにおける 担い手の登場と専門的背景

—信楽の民間下宿を事例として—

The historical examination of the professional welfare background
of caregivers in group homes for intellectually disabled persons:
Example of the boarding house in Shigaraki

角田 慰子

TSUNODA, Yasuko

Abstract

The aim of this paper is to examine the process of the early-stage implementation of group homes and the professional welfare background of caregivers, by taking the private boarding house in Shigaraki Town, Shiga Prefecture as an example. The professional welfare background of the caregivers and their families is verified on the basis of their work experience at either Shigaraki Youth Dormitory or Shigaraki Gakuen. Most caregivers and their families at the private boarding house had some connection with those facilities in terms of employment. Therefore, the caregivers either possessed specialized skills themselves or are supported by their family members with such skills. However, in the case of Tokyo Metropolitan Government's group homes project, this aspect was overlooked when the same system of care was adopted.

Key words: intellectual disability, group home, caregiver, specialized skills, Shigaraki Youth Dormitory

1. はじめに

1. 問題の所在と目的—なぜ、信楽の民間下宿に注目するのか

1989（平成元）年に「精神薄弱者地域生活援助事業」⁽¹⁾として制度化された知的障害者グループホームは、当時の入所型施設が「指導訓練」を行う場であったのに対して、生活の場として位置づけられ、「生活援助」を中核とする当時としては画期的な施策であった。そして、その担い手とされたのが、食事提供等家事援助を中心に行う世話人であった。

制度化に際して厚生省児童家庭局障害福祉課が刊行した『グループホームの設置・運営ハンドブック—精神薄弱者の地域生活援助』によれば、グループホームは「必要最低限のケア（世話）の提供を受けながら地域生活を送る拠点」とある〔厚生省児童家庭局障害福祉課監修（1989）、p.61、下線筆者〕。

だが、「必要最低限のケア」の内実は曖昧にされたまま推移し、宮本（2016）が指摘するように、現在では世話人の仕事は少なくとも食事提供の範囲にとどまらない。世話人業務において、ソーシャルワークの視点に基づく関わりや、人間関係の調整が求められる実態があるからこそ、苦心する世話人は少なくないのである〔宮本（2016）、pp.160-162〕。とはいえ、制度化当初から度々指摘されてきた世話人の資格要件についても、再検討に向けた動きはこれまでのところ見られない⁽²⁾。

こうした世話人をとりまく規定と業務実態の齟齬は、現在に至るまで、どのような形で生じてきたのか。筆者は、この疑問に迫るべく、グループホームの制度化前史に注目してきた。というのも、1989（平成元）年の制度化に至るまでには、1960年代初頭からグループホームの前身と目される先駆的实践が、民間の知的障害児者施設を起点に展開され、その後の自治体ならびに国の事業にも少なからぬ影響を与えた可能性があるからだ。こうした連続性は、現在のグループホーム構想の成り立ちを明らかにする上でも軽視できず、制度化に影響した先駆的实践の実態解明と連続性の検証が不可欠だと考える。

制度化以前に展開された先駆的实践のなかでも、信楽青年寮を起点に滋賀県信楽の町で展開された民間下宿は、知的障害福祉・教育関係者の間でも広くインパクトをもって知られてきた〔皆川・小出・櫻井ほか（1980）、p.121〕。全国の自治体に先駆けて、1978（昭和53）年8月に東京都の単独事業としてスタートした「東京都精神薄弱者生活寮」（以下、「東京都生活寮」）は、民間下宿をモデルに構想されたとも言われる⁽³⁾。

以上を踏まえて本稿では、信楽における民間下宿の実践を事例として取り上げ、民間下宿の世話人の専門的背景を、実態に即して明らかにすることを目的とする。民間下宿の世話人には何が求められていたのか。民間下宿の構想が東京都生活寮に移植される過程で、世話人の業務が矮小化されていく事由を予測的に考察し、グループホーム制度化に至るまでの連続性の検証に向けた一助としたい。

2. 分析の視角と方法

信楽青年寮初代寮長である池田太郎(1908-87)が、家庭的雰囲気や漂う民間下宿の要として重要視したのが、「母の心を持った1人のおばちゃん」と呼ぶ世話人であった。池田は、入所施設でのケアと対比させながら⁽⁴⁾、民間下宿には「母の心」を持った世話人がいることで、「家庭的な細やかな暖か味のある処置」が可能になると述べている[池田(1977), p.155]。

ここからも池田が、世話人に対して、食事提供等の家事援助のみならず、対人援助の担い手として期待を寄せていたことは明白である。「1人のおばちゃん」とされる世話人の位置づけと業務実態の乖離は、信楽の民間下宿ですでに生じていたとも考えられる。

だが、民間下宿の世話人が実際誰だったのかということは、不明な点も多い。世話人の中に、信楽青年寮の元職員等専門性を有する関係者が含まれていたことは、文献から読み取れるものの⁽⁵⁾、全容は見えづらい。そこで本稿では、世話人と世話人の業務を実質的に支えたと思われる世話人家族の専門的背景に焦点をしばって実態を明らかにしていく。

手順としては、まず、信楽青年寮および民間下宿に関する文献・資料をもとに、民間下宿の黎明期から民間下宿が補助事業化されるまでの展開過程を概観し、担い手の登場経緯と位置づけを見ていく(Ⅱ章)。次に、信楽青年寮敷地内にある「池田記念館」に保管された信楽青年寮および民間下宿関連の二次資料と、関係者から補足的に聞き取った内容をもとに、世話人と世話人家族の信楽青年寮・信楽学園での勤務経験等を整理し、信楽青年寮との関係性を検証する(Ⅲ章)。さらに、専門性に裏付けられた民間下宿を成立させた担い手側の要因と、それにもかかわらず、民間下宿における世話人の専門性が希薄化していく事由について考察する(Ⅳ章)。

3. 倫理的配慮

本稿は、二次資料の分析を中心に行うものであり、人を対象とする研究には該当しない。ただし、個人情報を含む資料を扱うため、研究成果の公表方法や内容については匿名性に配慮し、社会福祉法人しがらき会信楽青年寮施設長の了承を事前に得るようにした。

Ⅱ. 信楽における民間下宿の展開

滋賀県の南端にある信楽町は、周囲を鈴鹿山脈の山々に囲まれた中山間地域にあり、付近の丘陵から出る良質の陶土を使った信楽焼の産地としても知られる。

池田太郎が、近江学園から知的障害のある年長男児20名を連れて信楽町神山地区に移り、県立信楽寮(現「信楽学園」)の初代寮長に就任したのは、1952(昭和27)年7月のことであった。次いで1955(昭和30)年4月には、年齢超過者の問題を受けて、成人のための信楽青年寮を開設する。この間に、早くも民間下宿の実践につながる萌芽的な取り組みが始まっている。ここでは、信楽青年寮第二代寮長を務めた恵崎順子の著書(1993, 1994)を資料に時期区分を行い、担い手の登場経緯と位置づけに注目して概観する。

以下、民間下宿の黎明期から入っていこう。

1. 民間下宿黎明期（1954～61年）

1) 一時寄宿

この時期、「寮の子ども達に少しでも家庭的な暖かい時間を過ごさせたい」と願う池田の提案を受けて、信楽寮周辺地域に住む職員が自宅に寮生を招き、職員の家族と一緒に食事をして一晩泊めるという取り組みが、折に触れて行われていた。

また、家庭や寮生の問題等様々な事情から、お盆と年末年始の休暇時期にも自宅に帰れない寮生に対して、寮が十分に対応できない時に、地域の理解ある家庭に一時寄宿を依頼することがあった。1960（昭和35）年に、信楽寮に併設されていた身体障害者更生指導所が廃止になり、名前も「信楽学園」へと変わって落ち着く頃には、信楽青年寮でも財団法人としての体制整備が進み、こうした一時寄宿の機会は減っていくのである〔恵崎（1994），p.30〕。

2) 家庭寄宿

家庭寄宿は、一時寄宿と比べて比較的長期にわたる寄宿形態であり、入居者は、寄宿先から信楽学園や信楽青年寮に日中通っていた。家庭寄宿は、信楽青年寮の開設以前から、主に①信楽学園・信楽青年寮の定員超過、②経済的理由、③行動面の問題等を理由に、信楽学園・信楽青年寮に入所できない場合の受け皿とされていた。窮余の策として開設された家庭寄宿は、現在のグループホームとは目的も対象も大きく異なっていたといえよう。

ところで、家庭寄宿は、信楽青年寮・信楽学園の職員宅で、主に職員の家族が入居者の世話にあたるケースが多くを占めた⁶⁾。驚くべきことに、信楽青年寮では受け止めきれない困難ケースを、「普通の家庭で普通の主婦が、またその家族たちが、（中略）普通に家庭の中に受け入れることが出来ていた」のである〔恵崎（1994），p.38〕。これを可能にした最も重要な要因として、恵崎は、「池田太郎という強力な指導者であり実践者」を中心に、職員や家庭寄宿の担い手の間で確固とした信頼関係が築かれていた点を挙げ、さらに考察している。

知的障害についての理解が進んでいなかった当時の社会の中では、障害をもつ人々への対応について共通理解らしきものもなかったため、処遇面などにおいてとかく不安や不信が生じがちでした。しかし、人々は中心に優れたリーダーをもち、それに伝統的に相互扶助の慣習をもっていたので、ことがあれば指導や助言を得、協力しあい、そんな日常のなかで生活や労働を通して地域をも支援の中に巻き込んでいき、結果、普通の家庭とはいいながら自然に、いわゆる処遇技術を身に付けていったといえます〔恵崎（1994），p.39〕。

入居者にも望ましい効果をもたらした家庭寄宿であったが、有志の善意に依存せざるを得ない状況は続き、継続性の課題が付き纏った。かくして、大半の家庭寄宿が、子どもの成長や親の介護等家庭生活の変化に伴う事情を理由に、短期間の内に終了していくのである。

2. 民間下宿のはじまりと進展 (1962～81年)

1) 「集団自治寮」の開設

開設後5年を経た信楽青年寮は、滞留化の問題に加えて、退所後のアフターフォローの問題に直面していた。就職を機に青年寮を退所して、地域の中での単身生活に移行できる人がきわめて限られる現状と、住み込みの仕事に就いても、職住一体ゆえの困難性や、何らかの理由で退職をすると住む場所も失ってしまう現状に対して、具体的な対応が必要であった。

こうした状況を受けて、1962(昭和37)年4月に、男性職員A氏の自宅を間借りする形で「集団自治寮」(通称A寮)が開設され、信楽青年寮・信楽学園を退所した6名が新生活をスタートさせた。これこそが、後に民間下宿と呼ばれる実践のはじまりであった。

それまでの家庭寄宿との決定的な違いは、食事代・部屋代・光熱費として、当時6,000円を入居者自身が負担する点にあり、現在のグループホームの原型ともいえる新たな形態が、この時期に信楽の地で成立する。それは同時に、池田の「この宿舎の隣には信楽学園の職員の家族が住んでいて、ここの奥さんがこの宿舎に住むものの食事等の世話をして下さい」という解説からも確認できるように[池田(1963), p.46]、食事提供を中心に担うとされる世話人が登場したことも意味していた。

2) 民間下宿の進展

その後、「集団自治寮」は早い段階で「民間下宿」へと名称が変わり、さらに実態に即したソフトな呼び方として「民間ホーム」へと改められた⁽⁷⁾[恵崎(1994), p.49]。

この時期には、A寮を皮切りとして、全6か所の民間下宿が開設された(図1参照)。1960年代半ばになると、1965(昭和40)年3月にB寮が、翌1966(昭和41)年3月にはC寮が開設された。いずれの寮でも、家庭寄宿時代から引きずる課題、すなわち信楽青年寮に入れない個別の事情に民間下宿が対応する実態は残っていた。

だが、1969(昭和44)年4月に信楽青年寮が社会福祉法人化されると、民間下宿の役割・機能にも変化が生じる。具体的には、寮生個人の負担額の大幅な減少、職員体制の強化、個室の増設等ハード面の整備が進み、信楽青年寮でも、低所得者や行動面に課題を抱える入所希望者への対応が可能になるのである。一方、民間下宿は、信楽青年寮卒業生を対象に、家庭的機能を生かして自立を目指す場としての性格を強めていく[恵崎(1993), pp.152-153]。信楽町の窯業工場等で働く卒業生に対して、「母の心を持った1人のおばちゃん」によるケアが最も効果的に発揮された時期だったかもしれない。

1970年代に入ると、成長著しい寮生のために、新たな民間下宿の開設が急務となった。そこで、保護者・当事者・信楽青年寮の協力のもとに開設されたのが、Dホーム(1976年3月)、Eホーム(1977年3月)、Fホーム(1977年5月)であった。いずれも、社会福祉法人しがらき会の委託を受けて運営するという新しい方式を採用したことで、長期運営を可能にする条件が一応整ったといえる。

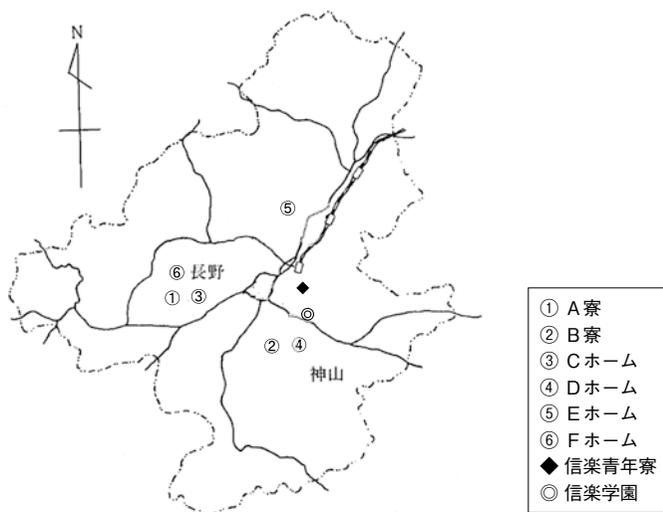


図1 信楽町における民間下宿の所在地

出典) 藤本 (1979) 掲載の図1 (p.51) を筆者修正。

ただし民間下宿については、実際の所在地ではなく、敢えて大まかな位置を示した。

3. 民間下宿の補助事業化 (1982～88年)

池田をはじめ信楽青年寮の関係者は、国や県に向けて、世話人の人件費に対する補助金支給をつとに要望してきた。念願かなって1982(昭和57)年には、滋賀県の単独事業「滋賀県障害者生活ホーム」が立ち上がり、民間下宿は補助事業化された。これにより、4つの寮・ホーム(B・C・D・E)が同事業へと移行し、名前も「生活ホーム」へと変わる。

同事業では、世話人にあたる「ホームキーパー」について、「障害者の福祉に理解と熱意を有する者であって、知事(市においては市長および知事)が適当と認めた者」と規定されており^⑧、ここで資格を要しない非専門職としての位置づけが確定したと見ていいだろう。

III. 世話人と世話人家族の専門的背景

ここでは、信楽青年寮敷地内「池田記念館」所蔵の信楽青年寮・信楽学園に関連する二次資料を中心に扱う。具体的には、①年報、②記念誌・寮誌、③関連著作を主資料に、世話人および世話人家族の専門的背景として、信楽青年寮・信楽学園での勤務経験の有無、勤務年数、職位、を整理して分析する。

民間下宿の世話人とは誰だったのか。以下、世話人の専門的背景に注目し、全体的な傾向から見ていこう。

1. 専門的背景の全体的な傾向

表1は、民間下宿の世話人および世話人家族と、信楽青年寮・信楽学園との関係性を示したものである。両施設での勤務経験等、施設との関係がある家族のメンバーを抽出して右欄に示した。

なお、一般社団法人京都精神薄弱者育成会（現「京都手をつなぐ育成会」）が運営していたFホームは、入居者を京都市出身者に限定し、京都市が世話人の人件費を負担するなど、他の民間下宿とは対象や運営方法も異なっていたため、今回の分析対象からは除いた。

表1 民間下宿の世話人・世話人家族と信楽青年寮等との関係性

	ホーム名	実施期間	信楽青年寮・信楽学園との関係性
1	A寮	1962(S37).4~ 71(S46).4	夫……………信楽学園職員事務職・工場長、後信楽学園園長 妻……………世話人
2	B寮 (後「Bホーム」)	1965(S40).3~ 2011(H23).9	夫◆……………信楽学園寮業技術員 妻◎……………世話人・信楽青年寮職業指導員 ↓ 義父◆……………信楽学園技師 義母◎……………元世話人・元信楽青年寮職業指導員 妻……………世話人・元信楽学園保母
3	C寮 (後「Cホーム」)	1966(S41).3~ 2001(H13).7頃	夫◆……………滋賀県職員・後信楽青年寮事務長 妻◎……………世話人 娘……………信楽青年寮保母 ↓ 義父◆……………信楽青年寮事務長 義母◎……………元世話人 妻……………世話人
4	Dホーム	1976(S51).3~ 2001(H13)頃	夫……………信楽青年寮職員、信楽学園児童指導員 妻……………信楽青年寮寮長家族・元信楽青年寮生活指導員 ↓ 夫……………元信楽青年寮職員 妻……………世話人・元信楽学園職員
5	Eホーム	1977(S52).3~ 2011(H23).10	夫……………信楽青年寮職員、後施設長、後法人理事長 妻……………世話人・元信楽青年寮職員

出典：恵崎（1994）、社会福祉法人しがらき会信楽青年寮編『信楽青年寮誌』（1971）、『信楽青年寮誌Ⅱ』（1981）をもとに筆者作成。ただし、寮・ホームの閉鎖時期は、関係者からの聞き取りによる。

注1）黒い矢印は、代替わりがあったことを示す（B寮、C寮、Dホーム）。同じ寮・ホーム内で同じマーク◆◎を記載した人物は、同一人物であることを表している。

注2）続柄は、世話人から見た関係性を記載した。職位は、原則、寮・ホームの開設時、ないしは引き継いだ時のものを、判明した範囲で示した。ただし、世帯内での引き継ぎ時期は明確でない場合が多く、職位もこの限りではない。

まず、今回の分析を通して、民間下宿5カ所の世話人全員が、信楽青年寮・信楽学園の元・現職員ないしはその家族であることが明らかになった。つまり、信楽青年寮等関係者の有志が、それぞれ自宅敷地内の一部を提供し、さらにDホーム以外は、民間下宿用の建物も私財で新たに増築するなどの対応をしていたのである。

表1からも分かるように、民間下宿が展開された期間には、全部で8名の女性が世話人として携わり、民間下宿を支えてきた。世話人の青年寮等での勤務経験の内訳を見ると、8名の内5名が信楽青年寮・信楽学園の元・現職員（信楽青年寮3名、信楽学園2名）であることが分かった。なお、民間下宿開設時に現役職員だった世話人は、信楽青年寮で職業指導員として働いていたB寮の初代世話人1名のみであった。それ以外の4名は、いずれも結婚・子育て等で退職をしていて、民間下宿開設当時は「主婦」の立場にあった。

また、8名の内、夫に青年寮等での勤務経験がある世話人は6名（信楽青年寮4名、信楽学園1名、両施設1名）にのぼり⁹⁾、夫と妻がともに信楽青年寮・信楽学園の元・現職員である夫婦は、8組中4組と半数を占めた。

一方、3名の世話人は青年寮等での勤務経験がなかった。世話人職に携わるまでは、知的障害がある当事者と関わる機会も皆無に等しい状態だったかもしれない。それでも、A寮およびC寮の初代世話人のように、自分の夫が信楽青年寮・信楽学園の管理職の立場にあたり、またはC寮の2代目の世話人のように、同居の義父が信楽青年寮の管理職で、義母は元世話人であったりと、信楽青年寮・信楽学園の運営において中心的な役割を担う人物が、家族として世話人の身近にいたことが分かった。

以上、民間下宿の世話人は、信楽青年寮・信楽学園での勤務経験を有し、世話人業務を支える一定の専門的知識と技能を有する人物が半数以上を占めること、また勤務経験がないとしても、専門性を有する家族からのサポートを日常的に得やすい環境にいる人物であることが明らかになった。

次節では、恵崎（1994）と各種資料から、世話人および世話人家族の専門的背景に関連する事項を抽出し、寮・ホーム別に概要としてまとめていく。

2. 寮・ホーム別の概要

1) A寮（1962～1971）

1959（昭和34）年から信楽学園で事務員兼工場長として勤務していたA氏は、園生が抱える課題に取り組むべく、「集団自治寮」としてA寮を開設した。ちなみにA氏は、後に信楽学園園長職、信楽町職親会会長等の役職を歴任することになる。

世話人はA氏の妻である。A寮開設前は、小学生2人の子どもを育てる主婦であったが、一時寄宿の経験もあり、夫の思いを汲んでAさんは世話人職を引き受けたという。

A寮は、1971（昭和46）年に一旦閉寮し、1990（平成2）年にはグループホームとして再開したが、1995（平成7）年には完全に活動を終了している。

2) B寮（1965～2011）

Bさんは、1952（昭和27）年から信楽青年寮で職業指導員として勤務していたが、世話人職を引き受けることを、熱意をもって決意した。夫のB氏は、信楽学園立ち上げ当初から勤務する窯業技術職員であった。夫婦共働きでありながら、当初は7名の寮生を受け入れていた。Bさんは「毎日が目の回るような忙しさ」であったが、同居の義母にも大いに助けられて寮は継続していく。低所得者や障害の重い寮生の受け入れ等、初期の信楽青年寮が抱える困難に最も対応していたのがB寮ではなかったか。各種資料からはそう読み取れる。

Bさんの長男の結婚は、寮の運営を堅実なものにした。信楽学園で保母職として働いていた長男の嫁が、世話人業務に加わるからである。この時期、B寮には、3名の信楽学園・青年寮関係

者がいて、寮運営を直接的にも間接的にも支えていたことになる。

3) C寮(1966～2001)

1966(昭和41)年1月頃、当時滋賀県職員であったC氏は、池田寮長からの依頼を受けて民間下宿の開設を決めた。妻Cさんは、「もう返事をしたから」と話す夫の言葉に驚き戸惑いながらも、「自分の子どもが今4人出来たと思えば」と、世話人職を引き受ける覚悟を決めた経緯について後に記している[社会福祉法人しがらき会信楽青年寮編(1971), p.317]。また、Cさんの末娘が信楽青年寮の保母職として働き始めたことも、Cさんの背中を押す大きな要因になったようである。

ところでC氏は、後に信楽青年寮の事務長に就任し、1980年代半ばまで施設運営に携わることになる。そうしたなかでC寮では、長男の嫁が、Cさんと一緒に世話人業務にあたるようになり、ゆるやかに代替わりがされていった。

4) Dホーム(1976～2001)

世話人のDさんは、信楽青年寮寮長の家族であり、小学校教員を経て、信楽青年寮の生活指導員として約4年半勤めた経験をもつ。夫婦ともに信楽青年寮・学園関係者であり、夫D氏は、信楽青年寮の住み込み職員を経て、信楽学園で児童指導員として当時勤務していた。

Dさん夫妻は、ホーム開設前から、約10年にわたり家庭寄居的に信楽青年寮の卒業生3名を受け入れ、ひとつ屋根の下で暮らしてきた。その3名の退寮を機に、新たな形態をもつ民間ホームとして再スタートを切ることになったのである。

新たな形態とは、先述の青年寮からの委託運営方式をとることに加えて、ホームに移り住む卒業生が、共同出資をして自分達が住む住居を建てるという斬新なものであった。彼らは、誇りをもって、Dホームを「僕たちの家」と呼んだ。

その後Dホームは、1985(昭和60)年4月に、D氏の職場の後輩にあたるG氏に引き継がれた。血縁関係ではない間柄で引き継がれた初めてのケースである。G氏自身も過去に信楽青年寮に勤務していた経験があり、世話人を引き受けたG氏の妻も信楽学園勤務の経験をもつ人であった。安定した運営により、2001(平成13)年まで継続する。

5) Eホーム(1977～2011)

信楽青年寮卒業生のための新たな民間下宿の開拓が喫緊の課題とされていたことを受けて、信楽青年寮の指導員E氏が、自身のマイホームと一緒に新興住宅地に建設し、提供した民間下宿である。当時、妻Eさんは、信楽青年寮保母職として2年間勤務するなかで結婚し、その後妊娠を機に退職していた。Eさんにとって、信楽青年寮での仕事は、自身が学生の頃から志してきた仕事であった。民間下宿の世話人職はその延長線上にあり、かつ幼い子どもを育てながらでも出来るという点でも、Eさんは魅力を感じたようである。

E氏が、その後信楽青年寮施設長、社会福祉法人しがらき会理事長等を歴任することからも分かるように、民間下宿開設当初から信楽青年寮とは常に密接な関係性にあり、内情を熟知していたと思われる。そのため、困難ケースであっても、青年寮からの依頼を受けて、多少挑戦的に受け入れるなど、Eホームには教育的側面と効果がより期待されることもあったようだ〔恵崎(1994), p.84〕。

以上、個性豊かな民間下宿の概要について、寮・ホーム別に述べてきた。世話人と家族の専門的背景に注目して整理したことで、各寮・ホームの特徴がより明確になったと思われる。

IV. 専門性に裏付けられた民間下宿の成立と限界

1. 池田の理念を受け継ぐ専門職としての世話人と世話人家族

今回の分析を通して、民間下宿5ヵ所の世話人全員が、信楽青年寮・信楽学園の元・現職員ないしはその家族であることが明らかになった。池田が「母の心を持った1人のおばちゃん」と称した民間下宿の世話人は、世話人業務を支える一定の専門的知識と技能を有するか、専門性を有する家族からのサポートを日常的に得やすい環境にいる女性であった。これこそが民間下宿を成立させ、長期にわたる運営を可能にした最大の要因であったと考える。

加えて、民間下宿の設置者である世帯主の大半が、信楽青年寮・信楽学園の現職の職員であることが、今回の分析から明らかになった。また、夫婦ともに信楽青年寮・信楽学園の元・現職員であるケースが、8組中半数を占めていたことから、世話人のみならず、夫等世帯主が民間下宿の本質に関わる池田の理念と意思を理解し、それを日常の実践に取り入れやすい状況にあったと考えられる。換言すれば、民間下宿における世話人と世話人家族には、それだけの専門性を要する業務と役割が期待されていたといえよう。

また、本稿で取り上げた全ての民間下宿が、世話人家族の私財と労力を投じて開設されていたことから、民間下宿の開設が専門職以外の家族も含めて世話人家族の総意によるものであったことが窺える。民間下宿は、そうした有志に支えられて初めて成立し得たのである。要は、民間下宿の実質的な担い手は、世話人1人ではなかったのである。このことは、民間下宿の日常的な運営にも反映され、とりわけ食事づくり等家事援助においては、専門職以外の家族も関わり、側面的に世話人業務を支える実態が国・自治体の事業として展開されるまで続いた⁽¹⁰⁾。

民間下宿の担い手は、池田が自ら厳選した、まさに選りすぐりの家族と人材であった。

2. 結果的に強調されなかった世話人の専門性

以上のように、民間下宿が家族の総意で開設・運営されていたことや、家族の中に、世話人以外にも池田の理念を受け継ぐ専門職がいたことで、世話人業務が家族によって側面的にサポートされていたことは容易に推察できる。つまり、民間下宿に対する信楽青年寮からのサポートはあったとしても、家族の中で世話人をサポートする一次的な体制が自然発生的に形成され、日常

的かつ比較的簡易な課題に対しては、民間下宿の中で対処できていたとも考えられる。

では池田は、なぜ、1970年代半ば以降、民間下宿の有効性を外部に発信していく際に、世話人について「母の心を持った1人のおばちゃん」という表現を用いたのだろうか。世話人の専門的背景も、また民間下宿の実態も熟知していた池田が、単に世話人の素人性を表すために「おばちゃん」という言葉を使ったとは考えにくい⁽¹¹⁾。

池田が、民間下宿について、入所施設でのケアと対比させながら、「母の心」を持った世話人がいることで「家庭的な暖か味のある処置」が可能になるとして、有効性を訴えてきたことは先に述べた。同様に池田は、民間下宿の世話人についても、「先生」と呼ばれる入所施設の職員と対比させて下記のように言及している。

ここには先生と名のつく人はいない。食事の世話をしてくれたり、何か困ったことがあると相談に乗ってくれる「おばちゃん」と皆が言っている四十才すぎかけた人が一人いるだけである [池田(1977), p.154, 下線筆者]。

以上は、今日的な感覚からすると誤解を招きかねない表現ではあるが、池田はこの「おばちゃん」を民間下宿の担い手として高く評価していた。なぜならば、池田が求めたのは、入所施設での訓練を終えた卒寮生が暮らす生活の場としての民間下宿であり、上記からも読み取れるように、その担い手である世話人には専門職然とした「先生」ではなく、親しみのもてる「おばちゃん」が最適だと、池田は踏んでいたからだ。

したがって、池田が民間下宿の骨子と有効性を訴えていく際に、施設との違いを際立たせることに主眼を置いたことで、①世話人および世話人家族の専門的背景と、②世話人家族による側面的なサポート体制については、結果的に強調されることはなかったのである。

V. おわりに

1960年代初頭に信楽青年寮・信楽学園関係者有志の自宅を拠点にして始まった民間下宿は、滋賀県の単独事業として展開される時代を経て、国のグループホーム事業へと移行してきた。2011(平成23)年には、最後の2つのホームが終了し、これにより民間下宿時代から継続してきたホームは全て閉寮したことになる。

本稿では、池田が「母の心を持った1人のおばちゃん」と称した民間下宿の世話人の多くが、専門性に裏付けられた知識と技能、およびサポート体制をもつ女性達であったことを明らかにしてきた。施設を運営しながら、施設の限界も痛感していた池田は、家庭的雰囲気や漂う民間下宿の可能性を見出し、それと併せて「おばちゃん」という呼称に象徴される一地域住民としての世話人の親しみやすさを強調した。一方で、世話人と世話人家族が有する専門性や、世話人家族によるサポート体制があることについては、強調されない状況が結果的に生じたのである。

そしてこのことは、池田の意図とは別に、民間下宿を支える世話人の専門性とサポート体制の

実態そのものを覆い隠し、その重要性を希薄化させたのではないか。さらには、信楽の民間下宿が一つのモデルとして東京都生活寮に移植される過程で、世話人の専門性が看過されることにつながっていったとも考えられるが、これに関しては更なる検証を要するため、別稿に譲る。

謝辞

本稿は、JSPS 科研費 JP26380785 「日本における知的障害者グループホーム構想の成立史—制度化前史に見る連続性」(研究代表者:角田慰子)の成果の一部です。

資料収集および調査にご協力いただいた社会福祉法人しがらき会林晋理事長、信楽青年寮上田清樹施設長、奥瀬美智子様、林美知子様に、心より感謝申し上げます。

【注】

- (1) 「精神薄弱」という法律用語は、1998(平成10)年に「知的障害」に改められたが、本稿ではそれ以前の時期を扱うため、法制度およびその下に展開される施策名は当時の名称を用いる。引用資料で使用されている場合も、歴史的用語としてそのまま表記する。
- (2) グループホーム制度化に際しては、担い手拡大の論理のもと、世話人の資格要件は設定されなかった。グループホーム事業は、制度化後、バックアップ施設の要件緩和、重度加算の創設、公営住宅の利用、相互利用制度の創設、入居要件の緩和・簡素化等、実態に合せて積極的に改正されてきたが、世話人の資格要件に関しては見直しの動き自体が見られなかった。
- (3) 東京都育成会統括支援センター前相談員の齋藤諄は、以下のように述べている。「昭和40年代に滋賀県の信楽青年寮という(創始者は池田太郎さんという有名な方ですが)そこで施設を出て地域で暮らす民間下宿というのを始めました。(中略)東京の通勤寮の利用者は3年間で卒業します。アパート・会社寮・自宅しか出口が無く、当時は、それぞれの寮で滞留者を抱えていました。その受け皿作りは急務であり、信楽青年寮の民間下宿がモデルとなって、東京都に生活寮制度が出来たのが昭和53年の8月でした」[東京都知的障害者育成会編(2013), p.15, 下線筆者]。
- (4) 池田は、入所施設のケアについて「日本の現在の施設というところは、保母や指導員が配置されていても、障害者に対する処遇は大まかにならざるを得ないようになっていく。家庭的な細やかな暖味のある処置はしにくい」と述べている [池田(1977), p.155]。
- (5) たとえば池田は、ある民間ホームの紹介をするなかで世話人について触れ、「このおばちゃんは小学校教師や施設の保母の経験者である」と言及している [池田(1979), p.97]。
- (6) 恵崎が挙げた3カ所の家庭寄宿の内、2カ所が信楽青年寮職員の実家ないしは自宅、1カ所が信楽学園職員の自宅であった。他にも、「学園関係者か地域の人たち」の自宅4~5カ所が一部開放されていたと記載されていることから [恵崎(1994), p.37]、家庭寄宿の少なくとも半数以上は信楽青年寮・信楽学園関係者の自宅であったと考えられる。
- (7) 「民間ホーム」への改称理由について、信楽通勤寮施設長であった副島は、「“下宿”では何か、一般的に宿と食事を提供することを生業としているようで事実合わない。もっと暖かいホームのような存在」であったためと証言している [副島(2015), p.85]。本稿では、一般的にも最も知られている「民間下宿」の名称を使用する。

- (8) 「滋賀県障害者生活ホーム設置運営要項」の「第6ホームキーパーの配置」より。ホームキーパーの業務については、「①入居者への食事提供、②入居者の日常生活に関する相談・助言、③入居者の健康、金銭管理の指導、④福祉事務所等関係機関との連絡調整、⑤事業所等関係就労機関との連絡調整」とある。東京都生活寮と比較すると、④⑤の調整業務が入っている点で、ソーシャルワークの要素がより強く求められている印象を受ける。
- (9) C氏が信楽青年寮に着任するのは、1972(昭和47)年4月であるが、ここでは青年寮での勤務経験者としてカウントした。
- (10) 2017年10月19日、民間下宿の元世話人に対してインタビューを行った。
- (11) ただし、世話人の人件費を行政側に要求していく際には、池田は戦略的に「おばちゃん」の素人性を強調していたと思われる[角田(2014), p.146]。

【文献・資料】

- 池田太郎(1963)「職場の生徒たち—集団自治寮について」池田太郎編『十年の歩み』滋賀県立信楽学園, pp.45-46。
- 池田太郎(1977)「地域社会のふれあいにおける精神遅滞者の治療教育に関する研究」妹尾正編『昭和51年度厚生省心身障害研究報告書』, pp.152-158。
- 池田太郎(1979)「精神薄弱児・者の生きがいを求めて—民間ホームの歩み」日本精神薄弱者愛護協会。
- 恵崎順子(1993)『信楽で暮らす』文理閣。
- 恵崎順子(1994)『町で暮らすために』文理閣。
- 木下康幸・森田紀嗣・藤本文朗(1983)「信楽の障害者の人格発達に関する研究Ⅱ—民間ホームの成立と現状」『滋賀大学教育研究所紀要』第16号, pp.21-32。
- 厚生省児童家庭局障害福祉課監修(1989)『グループホームの設置・運営ハンドブック—精神薄弱者の地域生活援助』財団法人日本児童福祉協会。
- 社会福祉法人しがらき会信楽青年寮編(1971)『信楽青年寮誌』社会福祉法人しがらき会信楽青年寮池田太郎。
- 社会福祉法人しがらき会信楽青年寮編(1981)『信楽青年寮誌Ⅱ』社会福祉法人しがらき会信楽青年寮池田太郎。
- 副島忠義(2015)『知的障害者福祉の原点・共生の里「信楽」池田太郎は言った』企画編集室ゆじゅんと。
- 角田恵子(2014)『知的障害福祉政策にみる矛盾—「日本型グループホーム」構想の成立過程と脱施設化』おねうま舎。
- 東京都知的障害者育成会編(2013)『ここまでそして…これから グループホーム記念誌』東京都知的障害者育成会。
- 藤本文朗(1979)「信楽の障害者の人格発達に関する研究Ⅰ—研究ノートとして」『滋賀大学教育研究所紀要』第13号, pp.50-58。
- 皆川正治・小出進・櫻井芳郎・廣瀬喜一・前田直蔵・矢部進(1980)「精神薄弱者のコミュニティ・ケア—福祉ホーム等、小規模住居の実態と課題について」妹尾正編『昭和54年度厚生省心身障害研究報告書 精神薄弱児(者)の治療教育に関する研究』, pp.121-133。
- 宮本秀樹(2016)『障害者グループホームと世話人—言葉と支援とが出会う風景の中で』生活書院。